

平成20年第2回臨時会 壱岐市議会 会議録(第1日)

議事日程(第1号)

平成20年4月30日 午前10時00分開会、開議

日程第1	会議録署名議員の指名	19番 倉元 強弘 21番 市山 繁
日程第2	会期の決定	1日限り 決定
日程第3	議案第45号 壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定について	市長 説明、質疑 委員会付託 省略 本会議・原案のとおり可決
日程第4	同意第1号 壱岐市副市長の選任について	市長 説明、質疑 委員会付託 省略 本会議・同意

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員(25名)

1番 音嶋 正吾君	2番 町田 光浩君
3番 小金丸益明君	4番 深見 義輝君
5番 坂本 拓史君	6番 町田 正一君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 坂口健好志君	12番 中村出征雄君
13番 鵜瀬 和博君	14番 中田 恭一君
15番 馬場 忠裕君	16番 久間 進君
17番 大久保洪昭君	18番 久間 初子君
19番 倉元 強弘君	20番 瀬戸口和幸君
21番 市山 繁君	22番 近藤 団一君
23番 牧永 護君	24番 赤木 英機君
26番 深見 忠生君	

欠席議員(1名)

25番 小園 寛昭君

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 加藤 弘安君
事務局係長 瀬口 卓也君 事務局書記 松永 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長 白川 博一君 教育長 須藤 正人君
総務部長 久田 賢一君 市民部長 米本 実君
保健環境部長 小山田省三君 産業経済部長 山口 壽美君
建設部長 中原 康壽君 消防本部消防長 山川 明君
病院事業管理監 市山 勝彦君
病院管理部長兼病院事務長 山内 義夫君
教育次長 白石 廣信君 総務課長 堤 賢治君
財政課長 牧山 清明君

午前10時00分開会

○議長（深見 忠生君） 皆さん、おはようございます。

小園寛昭議員から欠席の届出があっております。

ただいまの出席議員は25名であり、定足数に達しております。ただいまから平成20年第2回壱岐市議会臨時会を開会します。

これから議事日程表第1号により本日の会議を開きます。

議事に入る前に職員の紹介の申し出があっております。久田総務部長。

○総務部長（久田 賢一君） 4月に行いました機構改革並びに人事異動によりまして職員の変更がございますので御報告をいたします。

前列から、市民部長の米本実でございます。（「よろしく申し上げます。」と呼ぶ者あり）病院事業管理監の市山勝彦でございます。（「市山です。よろしくお願ひいたします。」と呼ぶ者あり）後列、産業経済部長の山口壽美でございます。（「山口です。よろしくお願ひいたします。」と呼ぶ者あり）教育次長の白石廣信でございます。（「白石です。よろしくお願ひいたします。」と呼ぶ者あり）なお、各支所の支所長につきましては、今まで部長職を充てておりましたが今回課

長職を充てましたので、今回から支所長は出席をいたしておりません。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 以上で職員紹介を終わります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（深見 忠生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、19番、倉元強弘議員及び21番、市山繁議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（深見 忠生君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

ここで市長からあいさつの申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 皆さんおはようございます。

本日ここに平成20年第2回壱岐市議会臨時会を開催いたしましたところ、議員皆様方には御健勝にて御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

私は、このたび壱岐市民の皆様への熱い御信任をいただきまして第2代壱岐市長に就任をいたしました、白川博一でございます。4月18日に就任をいたしました。

市長の重責を担い、はや10日余りが経過いたしました。今さらながら、その職責の重さを身をもって痛感いたしております。市政運営を担うに当たり、壱岐をよくしたい、あしたに希望の持てるまちにしたいという強い信念のもと、壱岐市のかじ取りに当たる所存でございますので、市民皆様並びに議員各位の御理解、御協力を賜りますよう切に申し上げる次第でございます。

改革是正すべきは、勇気を奮って改革是正する。それなしには未来は切り開かれない、確信するものでございます。

私は、その強い信念と行動力によりまして、議員皆様とともに市政振興に不退転の決意で取り組む所存でございます。なにとぞ御支援賜りますようお願いを申し上げます。

なお、所信表明につきましては、6月定例会の冒頭において述べさせていただきますので、御理解賜りますようお願いいたします。

本日提出させていただきます案件は、壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定及び壱岐市副市長の選任でございます。

どうか十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げ、開会のごあいさつといたします。

なお、お断りでございますけれども、専決処分の報告をこの臨時会にする予定でございましたが、起債の確定などがおくれたこと。また、本臨時会を急遽招集することになりましたこと等もございまして、今回御報告することができません。次期の会議には必ず報告をいたしますので御了承をお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第3. 議案第45号

○議長（深見 忠生君） 日程第3、議案第45号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日の各議案の説明については、それぞれ担当部課長をして説明させますので、よろしく願いをいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 久田総務部長。

〔総務部長（久田 賢一君） 登壇〕

○総務部長（久田 賢一君） 議案第45号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定について御説明いたします。

壱岐市長等の給与の特例に関する条例を別紙のとおり定めます。

提案理由でございますが、市長、副市長及び教育長の給料の減額等について特例を定めるものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市長等の給与の特例に関する条例第1条、趣旨でございますが、この条例は、壱岐市長及び副市長の給与に関する条例に規定する市長及び副市長の給与及び壱岐市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例に規定する教育長の給与の特例に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条、市長の給料月額減額です。

市長の給料の額は、平成20年5月から平成24年3月までの間に係るものに関し、市長等給

与条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の30を乗じて得た額を減じた額とします。

ただし、同条例第3条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額、同条例第2条に規定する額といたします。

第3条、市長の退職等の日の属する月における給料月額の特例。

市長の退職等の日の属する月における給料月額は、前条及び市長等給与条例第2条の規定にかかわらず40万円とする。

2項、前項において退職等の日とは、次の各号のいずれかに該当する日をいう。

1号、平成20年5月1日から平成24年4月17日までの間において退職した日。

第2号、平成24年4月17日の任期満了日。（平成24年4月17日を任期満了日として在職期間の通算申し出をしないで退職金の請求をした場合に限る）

第4条、副市長の給与月額の特例。

副市長の給料の額は、平成20年5月から平成24年3月までの間に係るものに限り、市長等給与条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の15を乗じて得た額を減じた額とする。

ただし、同条例第3条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条例第2条に規定する額とする。

第5条、教育長の給与月額の特例。

教育長の給料の額は、平成20年5月から平成24年3月までの間に係るものに限り、教育長給与条例第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の15を乗じて得た額を減じた額とする。

ただし、同条例第4条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条例第3条に規定する額とする。

附則でございますが、施行期日、この条例は平成20年5月1日から施行します。

2項、壱岐市長等の給与の特例に関する条例の廃止。

壱岐市長等の給与の特例に関する条例は廃止をいたします。

以上、よろしく御審議をいただきたいと思います。

〔総務部長（久田 賢一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番、音嶋正吾議員。

○議員（1番 音嶋 正吾君） 提案理由の説明がございましたが、第3条の40万円に減額した場合に退職時に支払われる退職金の総額、そして算出の算式をお願いいたします。多分、40万円掛け、在籍の48カ月掛け、補正係数が何%、100%なのか。そうした算出の根拠をひとつ

お願いをいたします。総額もひとつ含めてお願いいたします。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 1番、音嶋正吾議員の御質問にお答えします。

これは、私がマニフェストに掲げております退職金の5割減額と、50%カットということを実行するものでございまして、提案をするものでございますが、総額並びに補正係数等の算式につきましては総務部長に説明をさせます。

○議長（深見 忠生君） 久田総務部長。

○総務部長（久田 賢一君） 市長の退職手当の算定方法でございまして、まず、勤続期間1年につきまして100分の600となっております。これが1期4年で計算をいたしますと24月分になります。そうしますと80万円の給与月額であれば1,920万円になります。ですから、40万円になれば当然この額の半額となるわけでございます。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第45号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第45号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第45号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時15分休憩

〔議案配布〕

.....

午前10時17分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4. 同意第1号

○議長（深見 忠生君） 日程第4、同意第1号壱岐市副市長の選任についてを議題とします。
しばらくお待ちください。

〔総務部長（久田 賢一君） 退場〕

○議長（深見 忠生君） 提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 同意第1号壱岐市副市長の選任について。

次の者を壱岐市副市長に選任する。平成20年4月30日提出。壱岐市長、白川博一。住所、壱岐市郷ノ浦町大原触680番地。氏名、久田賢一。生年月日、昭和26年2月13日。

提案理由、副市長の選任については、地方自治法第162条の規定により議会の同意を得る必要がございます。

なお、当人の紹介につきましては、別紙参考資料をごらんいただきたいと存じます。

よろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって同意第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから同意第1号壱岐市副市長の選任についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案についてはこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、同意第1号壱岐市副市長の選任については

同意することに決定しました。

〔総務部長（久田 賢一君） 入場〕

○議長（深見 忠生君） それでは久田副市長、承認をされましたので、一言ごあいさつをお願いいたします。

〔総務部長（久田 賢一君） 登壇〕

○総務部長（久田 賢一君） 一言ごあいさつ申し上げます。

このたびは議員皆様の御高配を賜りまして、御同意をいただきましてまことにありがとうございます。

浅学非才、微力を傾けましてこの重責を果たしていきたいというに思っております。

私も昭和44年に役場の職員になりまして、もう39年も経過をいたしたところでございます。今までの行政経験を生かしまして、白川市長を支え、住民福祉の向上のために頑張っていきたいと思っておりますので、議員皆様の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申しまして、簡単ですがごあいさつといたします。どうぞよろしく願いいたします。

〔拍手〕

〔総務部長（久田 賢一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上で、予定された議事は終了いたしました。この際、お諮りします。今期臨時会において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

○議長（深見 忠生君） ここで、税条例の一部改正条例の専決処分について、発言の申し出がっておりますので、これを許可します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） ただいまの件につきましては、市民部長に説明をさせますのでよろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 米本市民部長。

〔市民部長（米本 実君） 登壇〕

○市民部長（米本 実君） 税制改正法案に関連する条例改正についてのお願いでございます。

本日、午後の衆議院本会議におきまして地方税法の改正案が成立した場合、本市におきましても税条例と税率を含む国民健康保険税条例を改正する必要があるとございます。今回の場合、4月になりまして改正となりますことから、直ちに条例改正を行い交付することが必要である旨、総務省より注意喚起があつてるところでございます。

このようなことからいたしまして、専決処分の取り扱いとさせていただきたく御了承をお願い申し上げます。

〔市民部長（米本 実君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） （発言する者あり）——22番、近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） 一言、市長にお願いをいたします。

副市長2名体制の案件あたりが6月定例に向けて取り立たされておりますけども、人口3万の市にですね、そんな2人もいるとは思えないし、また、後ろに控えておる部課長が頼りないとも思えないし、また、その私たち監視役の議会が頼りないとも思われませんので、その辺は再考お願いいたします。まあ、6月定例に向けてよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（深見 忠生君） 以上で本日の日程は終了いたしました。これをもちまして、平成20年第2回市議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れでした。

午前10時25分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 深見 忠生

署名議員 倉元 強弘

署名議員 市山 繁